

資料 3

様式第1号

令和 7 年 月 日

令和7年度 芦屋市補助金等交付申請書

法人名（団体名） 特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会

代表者 西田 俊一

事業計画書（見積書）					財源内容			
	支出科目	事業名	金額	事業内容及び積算の基礎	補助金	会費	その他	
事業費	スポーツ事業振興費	①市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査、研究事業						
		②市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業						
		③スポーツ・文化施設管理運営事業						
		④市民スポーツ・文化の振興のためのための宣伝、啓発事業						
		・ホームページ運営	38,000	ホームページ維持管理		28,000	10,000	
		・フォトコンテスト	5,000	消耗品、会場費	5,000			
		⑤競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業						
		・芦屋市民スポーツ大会総合開会式	20,000	会場費、通信費、消耗品費等		20,000		
		・芦屋市スポーツ協会長杯	445,000	上限30,000円×15競技	445,000			
		・芦屋スポーツアカデミー（芦屋市教育委員会共催）	140,000	会場費	140,000			
		・クロリティー交流大会（レクリエーションスポーツ協会共催）	40,000	負担金	40,000			
		・5.5（ゴーゴー）フェスタ	20,000	消耗品、賃借料等	20,000			
		・芦屋市民ゴルフ大会（芦屋市からの受託）	2,250,000	使用料、賞品代、通信費、消耗品費等			2,250,000	
		・収益事業	9,806,000	委託料、手数料、通信費等			9,806,000	
		・介護予防事業（介護予防センター指導運営等）	16,040,000	賃金、委託料、消耗品費、通信費等			16,040,000	
		・芦屋アスリートタウン構想／芦屋ユナイテッドプロジェクト（「リハビリ」スタジオ運営等）	1,836,000	修繕費、光熱費、賃借料等			1,836,000	
		・スポーツ教室（タイガースアカデミー）	1,982,000	通信費、施設使用料等			1,982,000	
		⑥各競技力の強化、発展促進事業						
		・競技力向上研修会	30,000	会場使用料、講師謝金、消耗品等			30,000	
		・市民スポーツ振興事業	400,000	20,000円×20競技	400,000			
⑦関係各機関、団体との協力・連絡調整事業								
・各種会議（勉強会等含む）	30,000	会場使用料		30,000				
・地域連携、社会貢献事業支援								
⑧体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業	150,000	会場使用料、記念品、メダル等	150,000					
	計		33,232,000		1,200,000	78,000	31,954,000	
事務費	運営費	協会運営費等	93,000	消耗品費、役務費、慶弔費、関係団体 会費（負担金）等 事務局運営費		93,000		
	計		93,000			93,000		
その他	消費税		1,626,000				1,626,000	
	法人税等		235,000				235,000	
	減価償却費		961,000			55,000	906,000	
	合計		36,147,000		1,200,000	226,000	34,721,000	
上記以外の事業内容					会費納入対象の会員数（前年度） 6,827人			
					収入金の積算、その他収入の内訳			
※◎事業費 … 総会費，大会出席費，活動費等 ◎事務費 … 人件費，役員会費，需用費等					正会員年会費@2,000×69人 138,000			
◎支出科目ごとに財源内訳を記入すること ◎補助金は，市・県・社（社協）別々に記入のこと					団体登録費@4,000×22種目 88,000			
					賛助会員会費			
◎本表の作成にあたっては，出席者負担金等実費弁償的な収入は算出しないこと					県スポーツ協会助成対象事業 15,000			
					芦屋市受託料（市民ゴルフ大会） 330,000			
					市民ゴルフ大会参加費 1,920,000			
					収益事業 7,360,000			
					介護予防事業 20,759,000			
					講座教室等 2,172,000			
					ユナイテッドプロジェクト 3,188,000			
					芦屋市補助金 1,200,000			
					受講、物販等 45,000			
					37,215,000			

実績報告は、本表に準じ作成すること。

令和6年度 芦屋市補助金等交付報告書

法人名（団体名） 特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会

代表者 西田 俊一

事業計画書（決算書）				財源内容					
	支出科目	事業名	金額	事業内容及び積算の基礎	補助金	会費	その他		
事業費	スポーツ事業振興費	①市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査、研究事業							
		②市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業							
		③スポーツ・文化施設管理運営事業							
		④市民スポーツ・文化の振興のためのための宣伝、啓発事業 ・ホームページ運営 ・フォトコンテスト	20,363	通信費、消耗品費、賃借料等	19,363	1,000			
		⑤競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業 ・芦屋市民体育大会 ・芦屋スポーツアカデミー（芦屋市教育委員会共催） ・スポーツフェスタ ・クロリティー交流大会（レクリエーションスポーツ協会共催） ・5.5（ゴーゴー）フェスタ ・芦屋市民ゴルフ大会（芦屋市からの受託） ・収益事業（スポーツ教室等） ・介護予防事業（介護予防センター指導運営等） ・芦屋アスリートタウン構想／芦屋ユナイテッドプロジェクト（A.C.芦屋シティット、健康教室等）	313,670 1,673,870	賃借料、負担金等 賃借料、保険料、手数料等	308,670		5,000 1,673,870		
		⑥各競技力の強化、発展促進事業 ・競技力向上研修会 ・市民スポーツ振興事業	40,000 180,000	負担金（分担金） 会場使用料、講師謝金、消耗品等 20,000円×9競技	40,000 8,201 180,000		29,500		
		⑦関係各機関、団体との協力・連絡調整事業 ・各種会議 ・交流会 ・地域連携、社会貢献事業支援	39,700 144,300	賃借料等 消耗品費		39,700	144,300		
		⑧体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業	63,030	会場使用料、記念品、メダル等	63,030				
		計	47,404,425		1,200,000	455,365	45,749,060		
		事務費	運営費	協会運営費等	60,635	消耗品費、役務費、慶弔費、関係団体 会費（負担金）等 事務局運営費		60,635	
		その他	消費税		2,085,300	中間申告及び決算分			2,085,300
			法人税等		82,000	法人市県民税			82,000
その他									
合計			49,632,360		1,200,000	516,000	47,916,360		
上記以外の事業内容				収入金の積算、その他収入の内訳					
※◎事業費 … 総会費、大会出席費、活動費等 ◎事務費 … 人件費、役員会費、需用費等 ◎支出科目ごとに財源内訳を記入すること ◎補助金は、市・県・社（社協）別々に記入のこと ◎本表の作成にあたっては、出席者負担金等実費弁償的な収入は算出しないこと				正会員年会費@2,000×66人 132,000					
				団体登録費@4,000×21種目 84,000					
				賛助会員会費 300,000					
				芦屋市スポーツ振興補助金 1,200,000					
				兵庫県スポーツ協会補助金 17,000					
				その他助成金（ヨネックス） 150,000					
				事業収入（受講、物販、受託等） 33,651,051					
				A.C.シティット会費 9,547,427					
				その他収入（参加費、利息、雑収等） 2,706,579					
				47,788,057					

実績報告は、本表に準じ作成すること。

活動計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	132,000		
賛助会員受取会費	300,000		
加盟団体受取会費	84,000	516,000	
2. 受取助成金等			
芦屋市スポーツ振興助成金	1,200,000		
兵庫県スポーツ協会助成金	17,000		
その他助成金（ヨネックススポーツ振興財団）	150,000	1,367,000	
3. 指定管理事業収入			
指定管理料			
4. 事業収入			
(1) 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査・研究事業			
(2) 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業			
(3) スポーツ・文化施設管理運営事業			
(4) 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業			
(5) 競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業	45,686,188		
(6) 各競技力の強化、発展促進事業	12,500		
(7) 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業	174,000		
(8) 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業		45,872,688	
5. その他収益			
受取利息	810		
雑収入	31,559	32,369	
経常収益計			47,788,057
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与(正規職員)	10,832,367		
賃金(非常勤職員)	13,527,843		
福利厚生費	2,759,942		
人件費計	27,120,152		
(2) その他経費			
会議費	2,400		
旅費交通費	3,420		
通信運搬費	241,658		
消耗品費	1,256,056		
消耗什器備品費	35,800		
修繕費	33,660		
印刷製本費	30,976		
光熱水費	151,097		
賃借料	3,714,932		
保険料	211,111		
租税公課	2,108,550		
負担金	1,371,800		
委託料	7,228,966		
手数料	1,898,429		
広告宣伝費	59,400		
講師謝礼金	1,376,333		
費用弁償	1,478,420		
雑損失	1,630		
交際費	186,250		
仕入	18,000		
減価償却費	960,685		
その他経費計	22,369,573		
事業費計		49,489,725	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与・報酬			
人件費計			
(2) その他経費			
租税公課	120		
負担金	40,000		
手数料	20,515		
その他経費計	60,635		
管理費計		60,635	
経常費用計			49,550,360
税引前当期正味財産増減額			▲ 1,762,303
法人税、住民税及び事業税			82,000
当期正味財産増減額			▲ 1,844,303
前期繰越正味財産額			22,491,108
次期繰越正味財産額			20,646,805

令和6年度 会計貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	217,774		
普通預金（尼崎信用金庫・本来事業）	457,806		
普通預金（尼崎信用金庫・旧体協チャレンジ）	100		
普通預金（尼崎信用金庫・A.C.芦屋）	414,915		
普通預金（尼崎信用金庫・法人税課税事業）	713,733		
普通預金（尼崎信用金庫・旧収益事業）	10		
普通預金（三井住友銀行・内部留保）	7,777		
普通預金（三井住友銀行・ユナイテッド）	29,630		
未収金	2,954,290		
保証金	0		
立替金	482,705		
前払費用	4,680		
棚卸資産	0		
仮払金	0		
流動資産合計		5,283,420	
2 固定資産			
車両運搬具	0		
建物	22,095,772		
固定資産合計		22,095,772	
資産合計			27,379,192
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	3,932,587		
一時預り金	17,800		
仮受金	600,000		
前受金	0		
借入金	2,100,000		
未払法人税等	82,000		
流動負債合計		6,732,387	
2 固定負債			
固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			6,732,387
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		22,491,108	
当期正味財産増加額		-1,844,303	
正味財産合計			20,646,805
負債および正味財産合計			27,379,192

令和6年度事業報告書

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会

事業の成果

芦屋市スポーツ協会はスポーツで元気な街づくりをめざし、市民スポーツの振興やスポーツ環境の整備、青少年の育成等に取り組んでまいりました。

スポーツ施設の指定管理終了後は、協会の財政収支が単年度赤字を計上することとなったため、人件費の抑制や事業費の削減を行い協会財政の再建に努めてまいりましたが、赤字財政から脱却することが出来ず、令和5年度には協会財政が実質赤字となり協会事業の運営を根本から見直す必要が出てまいりました。

令和6年度は、収入の見込める範囲で予算を組むこととし、実施事業を大幅に見直し経費の節減に努めるとともに、根幹の事業でありましたユナイテッド事業を下半期から委託に切り替え、事業費・人件費のさらなる削減を行い、財政の悪化に歯止めをかけることとしました。

協会の財政再建のため、種目協会の皆様ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

事業の実施状況 *定款第5条の事業区分による

I 特定非営利活動に係る事業

1. 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査、研究事業

令和6年度は実施しなかった。

2. 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業

令和6年度は実施しなかった。

3. スポーツ・文化施設管理運営事業

スポーツ・文化施設の指定管理業務

事業内容： 芦屋市よりスポーツ施設の指定管理を受託し、市内のスポーツ施設を管理運営した（ミズノ、MSS、理研との協同事業）。

実施期間： 令和6年4月1日～令和7年3月31日

実施場所： ミラタツパーク芦屋

受益対象： スポーツ・文化施設利用者

4. 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業

(1) ホームページの運営

事業内容： スポーツ協会のホームページを運営し、スポーツ協会・加盟団体・主催事業を積極的に広報した。

実施期間： 通年

従事者数： 10名

(2) スポーツフォトコンテストの開催

事業内容： スポーツに関するフォトコンテストを開催した。

実施期間： 募集期間 令和7年1月～3月

表彰式 令和7年5月5日

実施場所： 芦屋市内

従事者数： 10名

受益対象： 13名

5. 競技、講習会等市民スポーツ振興事業

(1) 芦屋市民スポーツ大会総合開会式

事業内容： 16種目協会が開会式を開催した。

実施日： 令和6年5月26日

実施場所： シンコースポーツ体育館・青少年センター 競技場

受益対象： 加盟種目協会会員 124名

(2) 芦屋市民スポーツ大会（スポーツ協会長杯）

事業内容： 11種目協会がスポーツ大会を実施した。

実施期間： 令和6年5月～令和7年3月

実施場所： 芦屋市内スポーツ施設

受益対象： 芦屋市民及び加盟団体の会員 1753名

(3) ゴーゴーフェスタ2024

事業内容： こどもの日の行事を行った（芦屋市子ども会連絡協議会と共催）。

実施日： 令和6年5月5日

実施場所： シンコースポーツ体育館・青少年センター シンコースポーツグラウンド

受益対象： 芦屋市民及び近隣住民 約700名

(4) 芦屋スポーツアカデミー2024

事業内容： 芦屋スポーツアカデミーに参加する種目協会で行行委員会を組織し、地域の子どもの居場所づくりスポーツクラブの運営を行った。

実施期間： 令和6年6月～令和7年3月 月2～3回

* 申込人数の少なかった種目の開催を中止した。

* コロナ禍以降中止していたコース2の募集を行った。

実施場所： 芦屋市内スポーツ施設
従事者数： 7種目 40名
受益対象： 芦屋市内及び近隣地域小中学生 127名

(5) スポーツフェスタ

事業内容： 芦屋市が実施する体力づくり強調月間に協賛し、市民を対象としてスポーツ体験の機会を提供した。
実施期間： 令和6年10月14日
実施場所： 芦屋市内スポーツ施設
実施種目： 芦屋登山会、芦屋市テニス協会、芦屋市ソフトテニス協会、日本拳法芦屋芦屋空手協会
受益対象： 芦屋市民 250名

(6) クロリティー交流大会

事業内容： クロリティー(西洋輪投げ)を介して芦屋市民の交流を図る大会を提供した。
実施日： 令和7年3月29日
実施場所： シンコースポーツ体育館・青少年センター 競技場
受益対象： 芦屋市民 60名

(7) 介護予防センター事業等業務

事業内容： 介護予防センター及びセンターを核とした介護予防事業（各種教室や市民団体へのトレーナー派遣事業など）の運営全般（企画・広報・受付・指導）を担った。
実施期間： 令和6年4月1日～令和7年3月31日
介護予防センター並びに各種教室は事前予約・定員制で開室（開催）した。
実施場所： 介護予防センター及び市内各所
従事者数： 19名
受益対象： 介護予防センター利用者 23590名(予防センター内教室参加者含む)
市内各所開催の教室・トレーナー派遣参加者 約1800名
からだ測定会 測定・処理（入力・印刷）・評価 約700名

(8) 芦屋市民ゴルフ大会（市委託事業）

事業内容： 芦屋市民ゴルフ大会を開催した。
実施日： 令和6年8月22日
実施場所： 芦屋カンツリー倶楽部
従事者数： 6名
受益対象： 芦屋市民 141名

(9) A.C.芦屋ユナイテッド（芦屋スポーツアカデミー）

事業内容： 総合型地域スポーツクラブとして、子どもから大人までを対象としたクラブ活動を実施した。
実施期間： 通年(10月～3月は一般社団法人 Ashiya Sports For All へ運営業務を委託)

実施場所： 芦屋市内スポーツ施設
従事者数： 18名
受益対象： 会員数238名（令和7年3月末時点）

（10）ユナイテッドスタジアム芦屋運営事業

事業内容： 休眠施設であった県企業庁職員用テニスコートを整備し、ユナイテッドスタジアム芦屋としてスポーツ協会及び種目協会の活動拠点とした。また、地域還元のため芦屋市民を対象とした開放事業、スポーツ推進を図るための施設活用事業を芦屋市と協働で行った。その他、ユナイテッドスタジアムテニスクラブを運営した。

実施期間： 令和6年4月～令和7年3月
実施場所： 芦屋ユナイテッドスタジアム（芦屋市浜風町30番30号）
従事者数： 9名
受益対象： スタジアム利用者 延べ約4500名

（11）タイガースアカデミー

事業内容： 阪神タイガースと協働でベースボールスクールを実施
実施期間： 令和6年4月～令和7年3月
実施場所： 芦屋中央公園野球場
受講生： 170名（幼児10名、1・2年生50名、3・4年生80名、5・6年生30名）

（12）アイナックサッカースクール

事業内容： アイナックと協働でサッカー教室を実施
実施期間： 令和6年4月～令和7年3月
実施場所： ミラタップパーク芦屋
受講生： 8名

（13）A.C.芦屋ユナイテッドテニススクール

実施内容： 芦屋ローンテニス・双葉連合事業体と協働でテニススクールを実施
実施期間： 令和6年4月～令和7年3月
実施場所： 芦屋公園テニスコート
受講生： 76名（令和7年3月末時点）

6. 各競技力の強化、発展促進事業

（1）競技力向上研修会

事業内容： 役に立つ「ウォーミングアップ」と「クールダウン」を学ぼう をテーマに研修を行った。
実施日： 令和7年3月1日
実施場所： シンコースポーツ体育館・青少年センター 競技場2
受益対象： 芦屋市及び近隣地域指導者 25名

(2) 市民スポーツ振興事業

事業内容： 10加盟種目協会が市民を対象に実施する事業に助成を行った。

実施期間： 通年

実施場所： 芦屋市内

受益対象： 芦屋市民及び加盟団体

7. 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業

(1) 芦屋ユナイテッド・グラウンド・ゴルフ大会(芦屋市スポーツ協会長杯)

事業内容： 芦屋市グラウンド・ゴルフ協会との共催でグラウンド・ゴルフ大会を開催した。

実施日： 令和6年11月18日

実施場所： ミラトップパーク芦屋

従事者数： 約24名

受益対象： 154名

(2) リレー・フォー・ライフ芦屋2024

事業内容： がん征圧のチャリティイベントとしてリレー・フォー・ライフ芦屋を開催した。

実施日： 令和6年9月7日

実施場所： シンコースポーツ体育館・青少年センター、シンコースポーツグラウンド

(3) 難民支援事業 芦屋ユナイテッドリレーマラソン2024

事業内容： 難民支援のチャリティイベントとしてリレーマラソン大会を開催した。

実施日： 令和6年11月24日

実施場所： ミラトップパーク芦屋

従事者数： 約21名

受益対象： 93チーム(フルリレーマラソン49, ファミリーリレーマラソン44)

(4) 難民支援事業 第7回芦屋ユナイテッド市民ゴルフ大会

事業内容： 難民支援のチャリティイベントとして、ゴルフ大会を開催した。

実施日： 令和6年11月11日

実施場所： 芦屋カンツリー倶楽部

従事者数： 約6名

受益対象： 124名

(5) スペシャルオリンピックス日本兵庫芦屋プログラム

事業内容： スペシャルオリンピックスの活動に協力した。

実施期間： 通年

実施場所： ユナイテッドスタジアム芦屋

(6) スポーツクラブフェスタ in 潮芦屋ビーチ(ビーチクリーン大作戦)

事業内容： 関係団体と実行委員会を組織してビーチフェスタを開催した。

実施日： 令和6年9月23日

実施場所： 潮芦屋ビーチ
従事者数： 約20名
受益対象： 近隣住民

(7) 各種委員会等の開催

事業内容： 総務・広報・事業育成の各委員会、総会、理事会、役職者会、芦屋スポーツアカデミー実行委員会を開催。県スポーツ協会が開催する会議に参加した。

実施日： 随時

実施場所： シンコースポーツ体育館・青少年センター ほか

従事者数： 各委員会委員等

受益対象： 加盟団体会員

(8) 交流会

事業内容： 交流会を開催して会員、関係者との親睦を図った。

実施日： 令和7年1月26日 午後6時30分～午後8時30分

実施場所： 芦屋市商工会館 2階1・2号室

受益対象： 加盟団体会員、関係者 29名

8. 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業

体育功労者ならびに優秀選手の表彰

事業内容： スポーツ協会加盟団体の会員の中で、協会運営に長年功労のあった者及び令和5年度各種大会において優秀な成績を修めた者を表彰した。

実施日： 令和6年5月26日

実施場所： シンコースポーツ体育館・青少年センター

受益対象： 加盟団体会員 団体5、個人25

II その他の事業

1. スポーツ用品等販売事業

令和6年度は実施しなかった。

2. スポーツ用品等貸付事業

令和6年度は実施しなかった。

令和7年度活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	138,000		
賛助会員受取会費	0		
加盟団体受取会費	88,000	226,000	
2. 受取助成金等			
芦屋市スポーツ振興補助金	1,200,000		
兵庫県スポーツ協会助成金	15,000		
その他助成金	0	1,215,000	
3. 事業収入			
(1) 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査・研究事業	0		
(2) 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業	0		
(3) スポーツ・文化施設管理運営事業	0		
(4) 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業	10,000		
(5) 競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業	35,749,000		
(6) 各競技力の強化、発展促進事業	15,000		
(7) 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業	0		
(8) 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業	0	35,774,000	
4. その他収益			
雑収入			
経常収益計			37,215,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与(常勤職員)	6,596,000		
賃金(非常勤職員)	15,440,000		
福利厚生費	1,301,000		
人件費計	23,337,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
通信運搬費	230,000		
消耗品費	1,070,000		
消耗什器備品費	0		
修繕費	143,000		
印刷製本費	0		
光熱水費	144,000		
賃借料	3,032,000		
保険料	115,000		
租税公課	0		
負担金	1,531,000		
委託料	1,880,000		
手数料	1,545,000		
広告宣伝費	0		
講師謝礼金	20,000		
費用弁償	25,000		
交際費	150,000		
減価償却費	961,000		
その他経費計	10,856,000		
事業費計		34,193,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与・報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	0		
負担金	74,000		
手数料	19,000		
その他経費計	93,000		
管理費計		93,000	
経常費用計			34,286,000
税引前当期正味財産増減額			2,929,000
消費税、法人税等引当金			1,861,000
当期正味財産増減額			1,068,000
前期繰越正味財産額			22,491,108
次期繰越正味財産額			23,559,108

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会

基本方針

芦屋市スポーツ協会は創立60周年を機に策定した「芦屋アスリートタウン構想」のもと、国際文化住宅都市芦屋の地域スポーツを統括する団体として、芦屋市のスポーツ文化の振興と市民の健康に寄与するよう各種の事業を行なっておりまいた。

平成18年には芦屋市からスポーツ施設の指定管理を受託し、職員を雇用しスポーツ文化の振興のための事業を拡大、充実してまいりましたが、指定管理が終了してからは、事業運営に必要な経費を確保することが出来ず、協会の財政が単年度赤字に転換しました。

財政状況が悪化する中で、資産を減らしながら、黒字への転換を図るため、財政再建に取り組みましたが、令和5年度決算において一時借り入れを行う事態に立ち至りました。

協会財政の改善が待ったなしの状況となったため、協会の中核的な事業でありますユナイテッド事業を令和6年度10月から委託事業に変更するなど、事業費、人件費の削減のため大幅な事業の見直しを行いました。

令和7年度予算においては、協会事業の経費節減の効果が期待できる状況となっていますが、借入金の返済や大幅な収入の増加が見込めないなど財政再建の課題が多数残っており、引続き協会財政再建に向けた取組が必要な状況となっています。

以上のような財政状況ではありますが、地域スポーツを統括する団体としての本来の役割を果たすことは重要であり、実施が目前に迫った中学校の部活動の地域展開、委託事業に変更したユナイテッド事業の安定した運営など、会員の皆様のご理解ご協力を頂き進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

事業の実施計画（定款第5条の事業区分による）

I 特定非営利活動に係る事業

1. 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査、研究事業
2. 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業
3. スポーツ・文化施設管理運営事業

ミラトップパーク芦屋

ミズノ・芦屋市スポーツ協会・理研グリーン共同体で管理運営する。
（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

4. 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業

ホームページによる市民スポーツ振興事業

市民スポーツの振興を図るためのホームページの維持管理及びスマートフォンに対応できる仕様のホームページ制作の実施を検討する。

第17回スポーツフォトコンテスト

市民スポーツの振興を図るための各種事業を、加盟する種目団体と共催で実施。また、周知活動として写真講座を開催予定。

5. 競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業

芦屋市民スポーツ大会総合開会式

芦屋市民スポーツ大会（スポーツ協会長杯）の総合開会式を行う。

芦屋市民スポーツ大会（スポーツ協会長杯）

加盟協会が市民スポーツ大会（スポーツ協会長杯）を随時開催し、優勝者にスポーツ協会長杯を授与する。

芦屋スポーツアカデミー2025

様々な種目を通して、子どもたちがスポーツに触れ、続けてゆくための場を提供する。
（芦屋市との共催・運営は芦屋ユナイテッドへ委託）

スポ協フェスタ

芦屋市の体力づくり強調月間に広く市民が参加できるイベントを加盟種目協会と協働で行う。

クロリティー交流大会

クロリティー（西洋輪投げ）を介して芦屋市民の交流を図る。
（レクリエーションスポーツ協会との共催）

5. 5（ゴーゴー）フェスタ2025

子どもたちがスポーツや遊びに興味をもつきっかけ作りを目的とした様々なイベントを「こどもの日」に開催する。（芦屋市子ども会連絡協議会との共催）

芦屋市民ゴルフ大会

ゴルフを介し市民交流を図ることを目的に開催する。（芦屋市からの受託事業）

介護予防センター事業等業務

介護予防センターにおける一般高齢者に対する運動指導と一般高齢者・特定高齢者対象の通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の運営全般を行う。（芦屋市からの受託事業）

A. C. 芦屋ユナイテッド

芦屋アスリートタウン構想の中核をなす総合型地域スポーツクラブを主催する。
（運営は芦屋ユナイテッドへ委託）

アスリートタウン構想／芦屋ユナイテッドプロジェクト

芦屋アスリートタウン構想の理念に基づく事業の企画・検討・調査を実施する。

ユナイテッドスタジアム芦屋活用事業

芦屋市ソフトテニス協会等の活動拠点としての運用に加え、地域還元として芦屋市民を対象とした開放事業及びスポーツ推進を図るための施設活用事業を芦屋市と協働で行う。

タイガースアカデミー

毎週火・水曜日に小学生対象の青少年育成野球教室を阪神タイガースと協働で開催する。

＊アイナックサッカースクールは２０２５年３月末で閉校

６．各競技力の強化、発展促進事業

競技力向上研修会

各種目共通に競技力向上を図れるテーマに沿い、指導力、競技力の向上を目的とした研修会を開催する。

市民スポーツ振興事業

スポーツ協会加盟２２種目協会（加盟予定１団体含む）と協働で市民スポーツの振興のための事業を実施する。

７．関係各機関、団体との協力・連絡調整事業

各種委員会等の開催

総務、広報、事業育成の各委員会、総会、理事会、役職者会等の開催。

芝生化事業の推進（アスリートタウン構想の実現）

関係団体の賛同を得て立ち上げた芝生化実行委員会の事業として芝生化事業を行う。

地域連携活動（アスリートタウン構想の実現）

芦屋グラウンド・ゴルフ大会

ミラタツパーク芦屋にて１１月に開催する。（協力：芦屋グラウンド・ゴルフ協会）

リレー・フォー・ライフ芦屋

シンコースポーツグラウンド、シンコースポーツ体育館・青少年センターにて９月に開催されるがん征圧のためのチャリティイベントに協力する。

（主催：リレー・フォー・ライフ関西実行委員会/日本対がん協会）

社会貢献事業

スポーツを介したチャリティ事業を行う。

芦屋ユナイテッドリレーマラソン（ミラタツパーク芦屋にて１１月に開催）

芦屋ユナイテッド市民ゴルフ大会（芦屋カンツリー倶楽部にて１１月に開催）

障がい者スポーツ

スペシャルオリンピックス兵庫芦屋プログラムへの協力等障がい者スポーツの振興を図る。

ジュニア～ジュニアユース世代の育成

地域におけるジュニア～ジュニアユース世代育成のため、練習会や競技大会等の運営を支援する。

８．体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業

体育功労者ならびに優秀選手の表彰

スポーツ協会加盟団体の会員の中で、協会の運営に長年功労のあった者及び前年度の各種大会において優秀な成績を収めた者を芦屋市民スポーツ大会総合開会式において表彰する。

Ⅱ その他の事業

1. スポーツ用品等販売事業

スポーツ施設等において、スポーツ用品やウェアを販売する。（準備中）

2. スポーツ用品等貸付事業

スポーツ施設や講習会の会場においてスポーツ用品を貸し出す。（準備中）

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を芦屋市山芦屋町28番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民を中心に、スポーツ及び文化の指導・講習会・競技会等を行い、芦屋市におけるスポーツ及び文化の普及・振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査、研究事業
- ② 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業
- ③ スポーツ・文化施設管理運営事業
- ④ 市民スポーツ・文化の振興の為の宣伝、啓発事業
- ⑤ 競技、講習会等市民スポーツ文化振興事業
- ⑥ 各競技力の強化、発展促進事業
- ⑦ 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業
- ⑧ 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業

(2) その他の事業

- ① スポーツ用品等販売事業
- ② スポーツ用品等貸付事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 加盟団体会員 この法人の目的に賛同して入会した芦屋市内における種目別のスポーツ統轄団体及び種目別の学校体育統轄団体（ただし、それぞれ1種目1団体に限る。）

(入会)

第7条 会員の入会については、前条第3号ただし書に定めるもののほか特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問等及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上

(2) 監事 1人以上

(選任)

第14条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人以上5人以下

(3) 理事長 1人

(4) 副理事長 1人以上6人以下

3 理事及び監事は、兼任することはできない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、この法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、会長の命を受けて日常業務を処理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問等)

第20条 この法人は、理事会の議決により、名誉会長及び顧問、相談役を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問、相談役は、会長の諮問に応じて助言を行い、理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3 名誉会長及び顧問、相談役に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第55条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム(Web会議システム)を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第56条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム(Web会議システム)を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 委員会

（委員会の設置）

第40条 この法人に、委員会を設置することができる。

2 委員会の設置・運営に関しては、別に規定を定める。

（委員会の目的）

第41条 委員会は、この法人の運営を円滑にできるように審議・活動する。

2 委員会は、審議案等を理事会に提出することができる。

（委員会の種類）

第42条 委員会は、総務委員会・広報委員会・事業育成委員会の3種とする。

（構成員の選任）

第43条 委員会の構成員の人数は、理事会において決定し、その構成員は、正会員及び加盟団体会員の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第45条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第46条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第48条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第52条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第54条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第55条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 兵庫県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、次のものに帰属させるものとする。

(名称) 芦屋市

(合併)

第59条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 花木 義輝

副会長 牧野 君代

副会長 高橋 誠彦

副会長 水落 章治

理事長 北條 正夫

副理事長 京田 弘幸

理事 山根 修志

理事 岡本 迪宏

理事 市井 夕美

理事 相場 勉
理事 三方 良彦
理事 樋口 裕
理事 益田 健二
理事 森 正行
理事 中田 豪
理事 原田 次代
理事 益田 美恵子
理事 上田 秀憲
理事 西田 俊一
理事 國廣 正則
理事 炭原 修一
理事 木下 哲
理事 大江 恵
理事 渡邊 次郎
理事 黒田 敦子
理事 濱田 雅義
監事 若林 裕子
監事 森口 武

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員 入会金0円 年会費2,000円
 - (2) 賛助会員 入会金0円 年会費一口10,000円
 - (3) 加盟団体会員 入会金0円 年会費4,000円